

鹿屋市販路開拓支援事業補助金交付要綱を廃止する要綱

鹿屋市販路開拓支援事業補助金交付要綱（平成30年鹿屋市告示第232号）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条第5号の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。